

船橋市地域包括支援センター受託法人公募に係る問答表

令和6年6月18日
船橋市地域包括ケア推進課

問1 応募資格に記載されている「介護保険法に基づく指定又は許可を受け事業所を運営している法人」とは、他都道府県の実績でよいか。

答え 他都道府県の実績で構いません。

問2 人員、設置場所・設備は、応募書類提出時までに確定している必要があるか。確定できていない場合、いつまでに確定すべきか。

答え 人員については、応募要件にあるとおり、申し込み時点における配置予定職員として、法人内職員で三職種をそれぞれ1名ずつ提示できることが必要になります。また、設置場所・設備については、応募書類提出時までに確定している必要はありませんが、書類審査、面接審査の審査項目であるため、確定していることが望ましいです。

問3 三職種の提示において、申込時点は法人内職員で提示するが、経験豊富者で包括業務を強く希望している内定者がいる場合は船橋市の了解があれば、開設前までに変更するのは可能か。[7月1日時点では他事業所在籍のため]

答え 申込時点で提示いただいた配置予定職員を開設日までに変更することは原則認められません。ただし、育児休暇や病気休暇、退職など、やむを得ない事情により当該職員の配置が困難となった場合はこの限りではありません。ご質問にあるケースは、当該職員の変更理由が配置困難によるものではないことから、変更は不可となります。なお、4名以降の配置予定職員については、法人内職員に限定していないことから、内定者や採用予定者をご提示いただくことも可能です。

問4 管理者が三職種兼任の場合、管理者経歴書のほかに、別途三職種としての経歴書の添付が必要か。

答え 管理者が三職種兼任の場合であっても、管理者経歴書（様式5）のほかに、別途三職種としての経歴を「様式6」に記載し、提出してください。

問5 賃貸事務所について、実際の開設までは今から半年以上の期間が空くので、予定場所に急ぎょ別に借り手が見ついた場合、新たに事務所を探さなくてはならないが、この場合はどのように判断されるか。

答え 提案と同等の物件を借り上げていただくことで、受託候補者として特定されたことについての効果は解除されることはありません。なお、提案時に賃貸物件であることの説明資料を提出してください。

例：賃貸物件の詳細と不動産業者名が掲載されている広告等の写し

問6 地域包括支援センターに介護保険事業所を併設することは可能か。

答え 介護保険事業所を併設することは可能です。ただし、地域包括支援センターの事務所とは間仕切り壁で明確に区分され、個々の事業所が完全に独立したものとします。また、併せて駐車場及び駐輪場も明確に区分する必要があります。なお、地域包括支援センター業務委託に係る経理と明確に区分する必要があります。

問7 開設準備金の予定はあるか。予定があるのであれば金額はいくらか。

答え 開設準備金の予定はありません。令和7年4月以降の事業所借り上げ経費は委託料に含まれますが、開設にともなう敷金、礼金及び保証金等は対象経費に含めることはできません。

問8 指定介護予防支援事業所の人員の採用は受託先でそろえるのか。市から職員を紹介してくれることはあるか。

答え 指定介護予防支援事業所の人員については、介護予防給付ケアプラン従事者や事務職員も含め市から職員を紹介することはありませんので、受託法人が独自に雇用し配置することとなります。なお、指定介護予防支援事業の事業費は、地域包括支援センター業務委託の委託費に計上することは出来ません。

問9 予防プランは居宅介護支援事業所への委託は可能か。

答え 介護予防給付ケアプラン業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託することは可能です。

問10 指定様式に記載しきれない場合、「別添書類参照」として差し支えないのか、或いは、指定様式にすべての事項を集約して記載しなくてはならないのか。また、法人独自の補足資料を添付しても差し支えないか。

答え 書類審査時の公平・平等性を確保するため、基本的に指定様式の規格内で記載していただくこととなります。なお、事業所開設場所や間取り等については、指定様式に予め概要を記載し、別添で位置図や平面図の提出をお願いいたします。

問11 応募書類に納税証明書の添付が必要とあるが、非課税の場合でも添付が必要か。

答え 非課税である場合、納税証明書の提出は不要です。また、課税されている場合は、減免の有無に関わらず、納税証明書を提出してください。

問12 提出書類の「許可・登録証明書」とは、どのような書類のことをいうのか。

答え 「許可・登録証明書」とは、営業するにあたり法律上必要な許可・認可・登録・免許証のことをいいます。今回の公募事業に直接関係する業務等はないものと思われませんが、許認可を受けている業務等があれば写しを提出してください。

例：指定介護予防支援事業所の指定、居宅介護支援事業所の指定 他

問13 建物設備等で、指定介護予防支援事業に一部利用する場合、費用等（賃料・光熱水費等）は、どのように区分するのか。

答え 床面積、人員、業務量等を勘案し、より実態に沿った費用区分を算出して下さい。

問14 地域包括支援センターの総括責任者が指定介護予防支援の管理者を兼務することが可能とのことであるが、兼務者の人件費全額が委託料に含まれると考えてよいか。

答え 兼務者の人件費は、全額委託料に含まれます。ただし、兼務者については要支援のケアマネジメントを行うことは原則不可となります。

問15 委託料が分割固定で支払われるという解釈でよいか。

答え 委託料の支払いは、四半期ごとに行います。第1四半期から第3四半期までは分割固定の金額を支払いますが、第4四半期時に三職種の人件費の精算を行います。よって最終期である第4四半期の委託料は、分割固定の金額ではなく、精算による変更契約締結後の委託料を支払うこととなります。なお、人件費の精算は、年間の人件費総額が契約金額を下回った場合のみ精算を行います。

問16 見積書の提出について、三職種別に提出とあるが、人件費の精算については、三職種個別の精算ではなく、総額としての精算ということでよいか。

答え 三職種の人件費精算については、三職種の契約金額と三職種の年間人件費総額を比較し、人件費総額が契約金額を下回った場合、当該差額分について精算します。（下記例参照）

なお、精算が発生した場合は、第4四半期時に委託料減少に伴う変更契約を締結し精算します。

（精算例）

三職種	契約金額	人件費（実績額）
保健師	1,400万円	1,300万円
社会福祉士	1,300万円	1,300万円
主任介護支援専門員	660万円	700万円
合計	3,360万円	3,300万円

*この場合、人件費の総額（合計）が契約金額を60万円下回っているため、当該差額分の精算が必要となる。